



国民健康保険税

自動エントリー
申し込み不要

口座振替キャンペーン実施中

収納課収納係 ☎0824-73-1511

県内全市町を対象に国民健康保険税の「口座振替」を促進するキャンペーン（第2期）を実施しています。次の条件に該当する人の中から抽選で賞品が当たります。ぜひこの機会に、便利で安心な「口座振替」をご利用ください。

【キャンペーン期間(第2期)】令和4年2月1日(火)まで

【賞品】

- 広島県産品 (3,000円相当) 県内全体で『200人』
- QUOカード (1,000円分) 県内全体で『2,000人』

【対象者(条件)】①～③の全てを満たす世帯主が対象

- ① 令和4年2月1日時点で「口座振替登録」を行っている。
- ② 令和4年2月1日時点で世帯に国民健康保険の被保険者がいる。
- ③ 納期限が到来している国民健康保険税について未納がない。



※当選者の発表は賞品の発送をもって代えます。(令和4年2月下旬以降順次発送予定)

※口座振替の手続き

「市税等口座振替依頼書」を金融機関窓口へ提出してください。手続きには、通帳と届け出印が必要です。口座振替依頼書は、市内各金融機関、市役所(収納課、各支所地域振興室・市民生活室)にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症に関連する次のケースに該当する場合、地方税法第15条の規定に基づき、市税の徴収猶予を受けることができます。

申請方法などについては収納課収納係(☎0824-73-1511)にご相談ください。

ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

例: 新型コロナウイルスの感染者が発生した施設で、消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

ケース2 納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

ケース3 納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

ケース4 納税者が営む事業について、利益の減少などにより著しい損失を受けた場合

8月は、市県民税2期、国民健康保険税2期、介護保険料3期、後期高齢者医療保険料2期の納付月です。

- 「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- 納付で困っていることがあれば、収納課収納係(☎0824-73-1511)または各支所市民生活係にご相談ください。

納期限
8月31日(火)